

公益財団法人日本バスケットボール協会  
後援名義使用許可基準

本協会の後援名義使用申請に対し、過去に申請のある団体については、事業の内容に鑑み、次の基準によって審査し事務総長の裁定を経て許可するものとする。尚、新規団体については、理事会の議決を経て許可するものとする。

1. 後援の定義

原則として後援の名義は、主催者の申請に基づく行事等の趣旨について積極的に後援する価値のあるものに使用する。

2. 主催者についての許可基準

- (1) 本協会の加盟団体、各種連盟および認定団体
- (2) 国又は地方公共団体の行政機関
- (3) 公益法人またはこれに準ずる団体
- (4) 新聞、放送等報道機関
- (5) その他本協会が上記各号に準ずると認める法人等

3. 事業内容についての許可基準

- (1) その目的が明らかにバスケットボール競技の技術の向上および普及・振興に寄与するものであること。
- (2) 営利・宣伝を主たる目的としないこと。
- (3) 対象が広い範囲にわたるものであること。

4. その他の審査基準

- (1) 主催者の所在地、役員等が明確であること。
- (2) 開催にあたって、事故防止、公衆衛生対策等に十分な設備と措置が講じられていること。

5. 主催者の義務

- (1) 申請した事業計画の内容に変更があった場合、直ちに届け出て承認を得ること。
- (2) 事業終了後は、直ちに結果の報告書を提出すること。

6. 経費の負担

事業に伴う経費は主催者の負担とする。本協会は、特別の場合を除き支出負担を負わない。

2012年12月12日 制定

2017年 2月 8日 改訂